

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会規約（案）

（趣旨）

第1条 岩手県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定）に基づき、広域処理実施組織の設置準備を図るため、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- （1）広域処理実施組織の設置に関すること。
- （2）一般廃棄物の広域処理方針の策定に関すること。
- （3）構成団体間の一般廃棄物処理の調整に関すること。
- （4）その他一般廃棄物の広域処理に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、盛岡北部行政事務組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び滝沢・雫石環境組合（以下「構成団体」という。）の代表者（以下「構成員」という。）で構成する。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長1人、副会長2人、監事2人

- 2 役員は、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員職務）

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は協議会の会務及び会計を監査する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上、かつ、構成員のうち市町の長の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、原則全会一致により決するが、これによりがたい場合は、その都度協議して決する。
- 5 出席できない構成員は、当該構成員を代理する者に表決を委任することができる。

- 6 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を要請することができる。

(幹事会)

第7条 協議会に必要事項の調査検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会はごみ処理広域化部会及びし尿処理広域化部会で構成する。
- 3 幹事は、構成員が推薦する職員及び盛岡広域振興局の職員をもって構成する。
- 4 幹事長及び副幹事長は、会長が指名する。
- 5 幹事長は、会長の命を受け、幹事会を統括する。
- 6 副幹事長は、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 7 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の会議への出席を要請することができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、事務局を会長職にある構成団体に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局主幹及び事務局副主幹のほか、役員の職にある構成団体から必要な数の職員を置く。
- 3 事務局長、事務局次長、事務局主幹及び事務局副主幹は、会長が指名する。
- 4 事務局長は効率的な検討を図るため、事務局にワーキンググループを置くことができる。

(一部事務組合設立準備室)

第9条 第1条に規定する広域処理実施組織としての一部事務組合の設立に関する次の各号の事務を行う組織として、事務局に一部事務組合設立準備室（以下「準備室」という。）を置く。

- (1) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること。
- (2) 一部事務組合の設立に必要な事務に関すること。
- (3) その他一般廃棄物の広域処理に関すること。
- 2 準備室に構成団体から必要な数の職員を置く。
- 3 室長及び室長補佐は、会長が指名する。

(経費)

第10条 協議会の経費は、構成団体中、市町の負担金をもって充てる。

- 2 負担金は10分の5を人口割とし、10分の5を均等割とする。
- 3 前項に規定する基準となるべき人口は、前年の9月末現在の住民基本台帳によるものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は4月1日から始まり、3月31日までとする。

(財務事務及び会計事務)

第12条 協議会の財務事務及び会計事務は、盛岡市の取扱いに準じて行う。

(出納の閉鎖)

第13条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(専決及び代決)

第14条 専決及び代決については、次のとおりとする。

- (1) 事務局長及び事務局主幹の専決事項は、それぞれ盛岡市市長内部部局専決及び代決に関する規程別表第1で定める部長等及び課長等の共通専決事項とする。
- (2) 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。
- (3) 会長及び副会長が共に不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- (4) 会長、副会長及び事務局長が共に不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- (5) 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- (6) 事務局主幹が不在のときは、事務局副主幹がその事務を代決する。

(雑則)

第15条 この規約で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(紫波、稗貫衛生処理組合解散に伴い、第3条構成団体から削除)